



Title	岳麓書院蔵秦簡『数』における「物」字について
Author(s)	大川, 俊隆
Citation	中国研究集刊. 2015, 61, p. 1-19
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/58635
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

岳麓書院藏秦簡『数』における 「物」字について

大川 俊隆

—

中国国内で盗掘され、香港市場にもちこまれていた一群の秦代の竹簡2100枚は、2007年12月、湖南大学岳麓書院によって買い戻され、その後、その地で整理作業が行われ、研究も進められることとなった。これらの竹簡には、『質日』『為吏治官及黔首』『占夢書』『奏讞書』『律令雜抄』等の書籍簡が存したが、その中に、230余枚の算数関係の書があった。その中の一簡の背に「數」と書されていたことから、これがこれらの書籍簡の名だと知られた。この『数』は、整理の結果、81例の算題が存していることがわかり、岳麓書院において、蕭燦・許道勝両氏を中心にその釈読・加注作業が進められた^(注1)。

私が参加する中国古算書研究会は、かつて張家山漢簡『算数書』の一つ一つの算題に対して解説作業を行い、それをまとめる形でその訳注書を世に問うた^(注2)が、今回はその成果の上に立って、『数』の解説作業をおこなうこととなった。本格的にその解説作業を開始したのは、2011年12月にこの『数』が、『岳麓書院藏秦簡(弍)』^(注3)という形で釈文・注釈とともに、写真版をともなって出版されてからである。その後2年半の時間をかけ、『数』の訳注作業を進め、「岳麓書院藏秦簡『数』訳注稿」(1) - (6)^(注4)という形でまとめあげてきた(現在この「訳注稿」を1冊の書として上梓すべく編集作業を進めている)。これと同時に、『弍』では未解説であった幾つかの算題について、解説に成功し、論文の形でそれらを発表してきた^(注5)。

今回私が本稿で述べようとするのは、我々研究会が解説に成功した算題のなかに用いられている「物」字についてである。『数』の一つの算題中でやや特

殊な義で用いられているこの字について、何故このような一見特殊な義がこの『數』に存在するに至ったのかを考察しようとするのである。

その算題（以下「本題」と呼ぶ）は、3簡で1算題を形成するもので（もっとも、本題の前半部分は失われているが）、以下のような内容である。

（一五五）曰、以粟爲六斗^レ、米爲十斗^レ、麥爲六斗〔大半〕 0902簡

（一五六）有（又）置粟六斗、米十斗、麥六斗大半斗、亦令各以一爲六。已。
乃并粟米麥、凡卅斗、以物乘之。如法得一斗、不盈 1715簡

（一五七）斗者以法命之。 1710簡

（訳：…にいう、粟を6斗とし、米を10斗とし、麦を $6\frac{2}{3}$ 斗とする。さらに、粟6斗、米10斗、麦 $6\frac{2}{3}$ 斗を置き、またそれぞれを6倍する。終える。そうした上で粟・米・麦を合わせると合計30斗となる。「物」をこれ（30斗）にかけて、法で割ると、斗を単位とする答えが得られる。斗に満たない者は法を分母とする分数とする）。

整理者がこの3簡を（一五五）と（一五六）と（一五七）と並べたように、3簡は文として連続している。しかし、その内容について、『式』では、「この算題は解答と術文の部分を残しており、衰分類の算題に属すべし」と注釈するのみで、その解読作業を全くおこなっていない。もちろん、その中で用いられている「物」字に関してもなんらの考察も加えていない。

では、整理者はなぜこのような注釈を加えたのか。それは、以下のような理由からである。

粟6斗と米10斗と麦 $6\frac{2}{3}$ 斗を併せても30斗とはならない。ところが、後に「粟・米・麦を合わせると合計30斗となる」とははっきりと書かれている。この「矛盾」を彼らは解決できなかったのである。よって、「粟6斗と米10斗と麦 $6\frac{2}{3}$ 斗」を解答とし、「有（又）置粟六斗」以下の部分を術文として、両者を2つに分けることにより、この「矛盾」を「解決」してしまったのである。

そもそも、中国では一般の算術書においても、一つの算題は、①問題を設定する設問部分 ②その設問の解答部分 ③設問を解く方法（「術」と呼ばれ、「術曰」とか「其術曰」の語から始まる）を示す部分の3つに分かれる。だから、

「粟6斗と米10斗と麦 $6\frac{2}{3}$ 斗」を②の解答としてしまえば、③の術文とうまく接続しなくても一応は可とできるからである。しかし、このように処理することにより、彼らは本題の解読への努力を放棄し、それによってこの算題を意味不明の算題の方に押しやったことになる。

実は、これら3簡はすべて術文なのである。(一五五)簡冒頭の「曰」の前には、「術」の字が来るのであり、「術曰」以下はすべて本題の術文なのである。その理由を次に述べよう。

二

まず、本題の意味を解説することから始めたいが、我々研究会の解読の過程は、田村誠・張替俊夫「岳麓書院『数』衰分類未解読算題二題の解読」^(注6)にすでに詳しく述べられているので、ここでは、その要点だけを簡単に述べる。

実は、この算題と同類の算題が『算数書』米粟并題^(注7)に見えているのである。

有米一石、粟一石。并提之。問、米粟〔主〕當各取幾何。曰、米主取一石二斗十六分升<斗>八、粟主取七斗十六分升<斗>八。朮（術）（117）
曰、直（置）米十斗、六斗、并以爲法。以二石扁（遍）乘所直（置）^(注8)、各自爲實。六斗者、粟之米數也。（118）

（米1石と粟1石がある。これらを併せてから用いる。問う、米、粟の持ち主は各々幾らを取るべきか。曰く、米主は1石 $2\frac{8}{16}$ 斗を取り、粟主は $7\frac{8}{16}$ 斗を取る。術に曰く、米10斗と6斗を置き、この両者を併せたものを法とする。2石（20斗）を置いた数（10と6）両方に掛けて、各々を実とする。6斗は粟を米に換算した量である）。

この算題は、2人が各々米1石と粟1石を持ち寄り、それを混合した後、この混合穀物をもう一度分ける時に各人の取り分は如何ほどになるかという問題なのである。ここで、術文の中の「米十斗、六斗を置き、併せて以て法と為す」がこの算題のキーポイントなのである。米1石（10斗）と粟1石（10斗）を持ち寄ったのに、それがなぜ「米十斗」と「米六斗」を併せることになるのか。それは、術文末に「六斗とは粟の米數也」とわざわざ書かれていることから分

かるのである。即ち、殻付きの粟を $\frac{3}{5}$ まで精白すると米(糯米)^(注9)になるので、同量の粟と米の価値の比率は3 : 5となるのである。10斗の粟は同価値では、6斗の米と等しくなる。これが「六斗とは粟の米数也」の意味で、わかりやすく言えば、「上の「六斗」というのは、粟10斗を米の価値に換算した数値である」ということである。

この換算率は『九章算術』粟米章冒頭に「粟率五十 糯米三十」とあるほか、『算数書』や『数』にも見られる^(注10)、当時から定まっていた数値であった。つまり、米10斗 : 粟10斗は、価値を基準にすれば、米10斗 : 米6斗という関係になる。よって、混合した合計量、米10斗 + 粟10斗 = 20斗を10 : 6の割合で分ければ、各々が持ち寄った価値に応じた分配となる。

計算は、20斗 $\times 10 \div (10 + 6)$ が米主の取り分、20斗 $\times 6 \div (10 + 6)$ が粟主の取り分となる。「術曰」で述べられている「直(置)米十斗、六斗、并以爲法」とは(米10 + 米6)で、これを法(除数)とするということ。「以二石扁(遍)乘所直(置)、各自爲實」とは、米主20斗 $\times 10$ 、粟主20斗 $\times 6$ と各々の実を出すということ。実は被除数、法は除数であるので、最後に20斗 $\times 10$ 、20斗 $\times 6$ を各々(10 + 6)で割れば、米主と粟主各々の取り分 = 答えが出るのである。

この算題のキーポイントは、各々価値が異なる米と粟を、粟を米に換算することによって、価値を基準にして米 x 斗 : 米 y 斗の形に直した後、 $x : y$ の比で混合した合計量を分配することなのである。

これが理解できれば、本題も米粟并題と同じ術を述べたものであることがわかる。

- ①「以粟爲六斗、米爲十斗、麥爲六斗[大半]」とは、元々持ち寄ってきた、粟10斗、米10斗、麦10斗をすべて米の価値に換算した結果である。上述のように粟と米との換算率は5 : 3であるので、10斗 $\times \frac{3}{5} = 6$ 斗。麦と米との換算率は45 : 30である^(注11)ので、10斗 $\times \frac{30}{45} = 10$ 斗 $\times \frac{2}{3} = 6\frac{2}{3}$ 斗となり、「麥爲六斗[大半]」と一致する。米粟并題では、わかっているので書かれていないが、敢えて挿れるとすれば、「米十斗爲十斗、粟十斗爲米六斗」という、本題と同類の語句が冒頭に来る。
- ②「有(又)置粟六斗、米十斗、麥六斗大半斗、亦令各以一爲六」とは、米粟并題には無い文である。「亦令各以一爲六」とは、各々を6倍すること。換算した結果、麦に分数が出た。6 : 10 : 6 $\frac{2}{3}$ では以後の計算が

やりにくい。そこで、各々に等しく6を掛けて麦の換算値を整数化し、各々を整数比にするのである^(注12)。即ち、 $6 : 10 : 6\frac{2}{3} = 6 \times 6 : 10 \times 6 : (6\frac{2}{3}) \times 6 = 36 : 60 : 40$ となり、この割合で分配すれば計算がやりやすいので各々の比の数に6を掛けたのである。よって、本題では、米粟并題の「直(置)米十斗、六斗」に対応する「置米三十六、六十、四十」という語句が略されている。

③本題の「已」とは、省略表現である。36 : 60 : 40という比率で分配するため、まず $36 + 60 + 40 = 136$ を出して「法」とすることを云っている。よって、米粟并題の「并以爲法」を省略したものであろう。「已」は「すでにす」とでも訓んで、あらかじめ決まっている、比の数を合せて「法」を出す計算を行った、という意であろう。このような、「已」が省略を表わす表現は古籍にも見られる^(注13)。

④「乃并粟米麥、凡卅斗、以物乘之」の前2句は、元々持ち寄った粟10斗、米10斗、麦10斗を混合して合計が30斗となることを云う。この2句は、米粟并題の「以二石扁(遍)乘所直(置)、各自爲實」の「二石」に相当する。米粟并題では、米1石と粟1石を合わせた合計量である「二石」しか記していない。本題にある「乃ち米と粟を合わせると30斗になる」に該当する部分は省略され、2石(20斗)を「置く所」にそれぞれ掛けている。「置く所」とは、すぐ前に見える「直(置)米十斗、六斗」を受けた表現で、因って10斗と6斗を表す。

そうすると、「以物乘之」が米粟并題の「扁(遍)乘所直(置)」に相当することになる。(本題では、米粟并題の「各自爲實」の部分が省略されている^(注14))。「以物乘之」の「之」とは、文脈から見て前の「卅斗」であるから、この「卅斗」に掛ける「物」とは、米粟并題では「所直(置)」に当たる。「所直(置)」とは、上述したように、米10斗と粟10斗を米価値に換算した10と6のこと。よって本題の「物」とは、粟と米と麦を米価値に換算した36と60と40のことを云っていることになる。即ち、36 : 60 : 40で分配する時の、36と60と40という各々の比の数のことをいっているのである。よって、「以物乘之」とは、この各々の比の数を30斗に掛ける、ということになる。

⑤「如法得一斗、不盈斗者以法命之」とは、30斗に各々の比の数を掛けた結

果出てくる数（「實」と呼ばれる）を比の数の和である「法」で割れば、「斗」を単位とする各々の答えが出る。答えで、割り切れないものが出れば、法を分母とする分数にする、という意である。
即ち、その計算と答えは以下ようになる。

$$\text{粟主} : 30 \times 36 \div (36 + 60 + 40) = \frac{1080}{136} = 7\frac{16}{17} \text{斗}$$

$$\text{米主} : 30 \times 60 \div (36 + 60 + 40) = \frac{1800}{136} = 13\frac{4}{17} \text{斗}$$

$$\text{麦主} : 30 \times 40 \div (36 + 60 + 40) = \frac{1200}{136} = 8\frac{14}{17} \text{斗}$$

この⑤は、「實」と「法」が出さえすれば、後は「實」を「法」で割って答えを出すという、いわば決まり切った計算過程なので、しばしば省略される。実際、米粟并題では略されている。

①－⑤の過程を表にすれば、以下のようになる。 (太字は相互を見て補った箇所)

	米粟并題の術	(一五五) - (一五七) の術
①	米十斗爲十斗、粟十斗爲米六斗	以粟 (十斗) 爲六斗、米 (十斗) 爲十斗、麥 (十斗) 爲六斗 [大半]
②	直(置)米十斗、六斗、	有 (又) 置粟六斗、米十斗、麥六斗大半斗、亦令各以一爲六。(乃置米三十六、六十、四十)
③	并以爲法	已 (=并以爲法)
④	(乃并粟米、凡二石)、以二石扁(遍)乘所直(置)、各自爲實。	乃并粟米麥、凡卅斗、以物乘之、(各自爲實)
⑤	(如法得一斗、不盈斗者以法命之)	如法得一斗、不盈斗者以法命之。

なお、この解説によって、本題の失われてしまった①設問部分と②解答部分が復元でき、かつ、本題とは逆に術文部分が失われている(一三七) + (一三八)の算題や、解答部分しか残っていない(一五四)の算題も復元できるのであるが、本論の目的は「物」字の探求であるので、これ以上言及はしない。

三

我々の研究会で、「物」がこのような比の数の意であるとすれば、その証を示すような古代文献中の用例はあるかと問われた時、私は以下のような『国語』（周語上）の用例とその韋昭注を示した。

「王曰、其幾何。對曰、昔堯臨民以五。今其胄見。神之見也、不過其物。若由是觀之、不過五年」韋昭注「物、數也」。

周の恵王十五年（前662年）、虢国の莘の巫に丹朱という神が降りて憑依した。この時、周の内史過が虢に視察に行き、帰ってきて恵王に報告する、「…その国に道があって神が得られるのを「福に逢う」という。その国が淫であるのに神が得られるのを「禍を貪る」という。今虢は少しく荒廃している。いずれ滅びるであろう」と。王が「あと何年もつか」と問うたのに対して、過が「昔、堯が民に望む時、「五」という数を基準にした。今その堯の後嗣の丹朱が神となって現れた。神が現れる場合は、その神の「物」を越える事は無い。これから判断すれば、虢が減びるのは、五年を越える事は無い」と対えた。…恵王十九年に晋が虢を取った。

と云う説話である^(注15)。

この「不過其物」に対して、韋昭が「物、數也」と注したのは、「不過其物」の前に「堯臨民以五」という句があり、さらに同句の後に「不過五年」という句があり、明確に「物」が「五」や「五年」という数を指しているからであったと思われる。「物」に「數也」という一般的な訓詁が存していたというよりは、文脈より判断してこの注を付したのではないだろうか。

実は、罕見の及ぶ範囲では、先秦・漢代の古籍への注釈の中で、「物、數也」の注が見えるのは、この『国語』の一例だけなのである^(注16)。よって、「物」字の引伸義の一つに「數」の義が明確に存していたとは考えにくいのである。また、この注へのこのような疑問とともに、本題では、米粟并題のように「所置」や「所置數」という表現を使わず、何故わざわざ「物」という多義字を用いたのか、「物」を用いるのになにか積極的理由はあるのかという疑問も起こっ

てくる。

四

「物」字は『説文』卷二上牛部に、

「物、萬物也。牛爲大物。天地之數起於牽牛、故从牛。勿聲」。

とある。「物、萬物也」とは、『荀子』正名に「故萬物雖衆、有時而欲無舉之、故謂之物。物也者、大共名也」というように、一括して対象を呼ぶに「物」を用いたことから引伸した義である、ということ。「牛爲大物」とは、段注に「牛爲物之大者、故物从牛」というくらいの意。牛が物の中で大きいものだから、「物」字は牛に从っているのだ、と「物」字が牛旁に从う理由を云っている。これはこじつけの説解である。こじつけではあるが、多くの訓詁・注釈中に見える「物、萬物也」という義を裏付けようとした説解でもある。「天地之數起於牽牛」の方は、緯書中に見える「天左動起于牽牛、地右動起于畢」（『河図括地象』）や「天地開闢、曜滿曙舒光元厯紀名日。月首甲子冬至、日月五星俱起牽牛」（『尚書考靈曜』）等による表現を踏まえたもの^(注17)。説解に「天地之數」とあるのは、天地に内在する法則の義。よって、古籍中に見える「物」が「法」や「法則」の義で用いられるのを説解しようとしたものである。

『説文』は一つ一つの文字の本義を説解することを原則としているが、「物」については、「萬物」「法」の二義を並列しているのみで、本義がどれか派生義はどれかという関係は明らかにされていない。しかも、説解に当時流行していた緯書を利用するなど、許慎が好んだ当時の形而上学を振りかざした説解となっている。

この説解に最初に異論を唱えたのが、宋元期の人、戴侗で、『六書故』卷十七に、

物、牛之毛色也。凡畜牲皆以毛物別。詩云「三十維物。爾牲則具」。『周官』牧人「掌牧六牲而阜蕃其物」。校人「種馬一物、戎馬一物、齊馬一物、道馬一物、田馬一物、駑馬一物。凡大祭祀・朝覲・會同、毛馬而頒之。凡

軍事、物馬而頒之」^(注18)。引而申之、天地之産有萬其物、故曰萬物。

と、「物」の原義は「牛の毛色」で、畜牲は毛の色で分けられるものなのだと、許氏の「萬物」の義が本義ではなく、引伸義に他ならないことを文献より証した。徐灝は『説文解字注箋』（卷二上）の中で戴氏の説全文を引いた後、

此説可補許氏之未備。蓋物爲牛之毛色。引申凡畜牲毛物之稱。又引之以及於萬物也。毛色之物多、必从牛者、取其爲物大也。

と云う。「物」の原義を「牛の毛の色」とするに同意し、その義が牧人に見えるようにやがて馬などにもおよび、「畜牲の毛の色」へと引伸し、ここから「萬物」の義に及んだとするものである。「毛色の物多きに、必ず牛に従うは、其の物爲るの大を取る也」とは、許氏の「牛爲大物」に基づく。徐氏の云う「引之以及於萬物」以降、この本義から「萬物」の義までもってゆくのは余りに義が飛躍しすぎて信じるに足りないが、「物」が「牛之毛色」の本義から「畜牲の毛物」の義に引伸していったのは、その通りであろう。

甲骨文が発見され、その研究が進むと、王国維は「秬物」(『觀堂集林』卷六)で、卜辞中に「丁酉卜即貞、后祖乙古十牛、四月」「貞、后祖乙古物、四月」(『戩壽堂所藏殷虛文字』第三葉)や「貞、燎十勿牛」(『殷虛書契前編』卷四、五十四葉)とあるのを引き、

前云「古十牛」、後云「古物」、則物亦牛名。其云「勿牛」、亦即物牛之省。『説文』物、萬物也、…許君説甚迂曲。古者謂雜帛爲物。蓋由物本雜色牛之名。後推之以名雜帛。…由雜色牛之名、因之以名雜帛、更因以名萬有不齊之庶物。斯文字引申之通例矣。

という。王国維のこの説は、「勿」或いは「物」が「雜色牛」の義から「雜帛」へと引伸したことを云うものである。この説には、白川静から批判が提起されている。

王国維のいう雜帛とは周禮司常の語^(注19)で、旗の吹流しの類である。

勿九下字條に「州里所建旗。象其柄、有三游。雜帛、幅半異。所以趣民、故遽、稱勿勿」とみえるものであるが、物字の従う勿は三游雜帛の象と同じではなく、王説は形の異なる字を一にして論じている。物字の従う勿は、卜文によると、明らかに耒耜を以て撥土する形に作り、卜文・金文の勿無の勿とはまた異なり、ときに牛旁に加え、あるいは上に加える。牛との結合のしかたは、必ずしも牛を撥土に用いる意を示す意象とはみえないから、これは牝と同様、牛の毛色を示す字とすべきであろう。周禮牧人にいう「毛之」とは、鄭注に「取純色也」とあり、これに對して雜色を物という。（『説文新義』卷二）

と云い、「物」字は、撥土の義の「勿」が假借として牛毛の義に用いられ、やがてそれに牛旁が添加されてできた文字とみる。義は「牛の毛色」とする。『淮南子』道応訓に、伯樂が穆公に九方堙を推薦し、穆公は九方堙に馬を求めさせる話が載る。

使之求馬。三月而反報曰「已得馬矣。在於沙丘。」穆公曰「何馬也。」對曰「牡而黃」。使人往取之、牝而驪。穆公不説、召伯樂而問之曰「敗矣。子之所使求者、**毛物**・牝牡弗能知、又何馬之能知」。

この「毛物」の意について、文脈より知られるのは、九方堙自らが探しあてた馬を「牡而黃」と返答したのに、実際は「牝而驪（黒馬）」であったので、穆公は「毛物・牝牡すら知ること能わず、又何の馬をか能く知らん」といったのだから、「毛物」は毛の色を表すことは疑いない。「物」には、牛の毛色から馬の毛色へ、やがて畜牲の各種の毛色をまとめて称する義が引伸していたのである。「物」字が「毛也」とか「色也」と注せられる典籍の文がいくつか見られる。

『周禮』春官・雞人「掌共雞牲、辨其物」鄭注「物謂毛色也。辨之者、陽祀用騂。陰祀用黝」。

『呂氏春秋』仲秋紀「乃命宰祝、巡行犧牲、視全具、案芻豢、瞻肥瘠、察**物色**、必比類、量小大、視長短、皆中度」高誘注「物、毛也」。

『詩経』小雅「六月」「比物四驪」毛傳「物、毛物也」^(注20)。

雞人は鶏の牲の毛色を弁ずることをいい、『呂氏春秋』はすべての犠牲の毛色を察することをいい、六月は毛色を黒にそろえた馬をいう。特定の色を有した牛を「物」と呼んだのが本義であったが、その義より、牛に限らず、「畜牲の毛色」の義へ引伸が進んだことがみてとれよう。そして、次の段階では、その義が牛・馬・羊・犬・雞等の「畜牲」を越えて、他物においても「色」の義で用いられるようになる。

『周禮』春官・保章氏「以五雲之物，辨吉凶，水旱降，豊荒之祲象」鄭注「物、色也。視日旁雲氣之色降下也。知水旱所下之國。鄭司農云、以二至二分觀察雲色。青爲蟲、白爲喪、赤爲兵荒、黒爲水、黄爲豊」。

『左傳』僖公五年「凡分至啓閉、必書雲物」杜預注「雲物、氣色災變也」。

この二例における「物」は雲の色を指している。『左伝』には、その色の種類は記されていないが、保章氏の鄭注には、青・白・赤・黒・黄とその種類まで記されている。孫詒讓が「凡物有形色、故天之雲色、地之土色、牲之毛色、通謂之物」^(注21)と云うように、「色」が対象とする域が「牲の毛色」にとどまらずさらに増加してゆく。この時、「物」は具体的な特定の色を表わすのではなく、それらの具体的な色の種類を包括した総称であることは注意しておかねばならない。

出土資料である周家台三十号墓秦簡牘の『日書』に「斗乘二十八宿占」とでも呼ぶのであろうか、冒頭に「斗乘」が来てその下に二十八宿の各々の宿名が記されている占がある。その占は「角」を例にとれば以下のようなものである^(注22)。

角。斗乘角。門有客、所言者急事也。獄訟、不吉。約誓、成。逐盜、追亡人、得。占病者、已。…占物、黄・白。戰(𨔵)鬪、不合。(188)

以下、亢・氐・房・心・・・と二十八宿各々について、同様の文が続くのであ

るが、各々すべてに「占物」の項があり、その色には「青・赤」「青・黄」「白」「白・黒半」「雜・白」等が見える。この「物」は何についての色を指すのか明確でないが、「黒半」「雜」から判断するに、おそらく畜牲の意であろうか。文が簡約すぎて、「占物、黄・白」が「畜牲を占うに、黄色や白のものを対象とする」の意なのか、「畜牲を占うに、黄色や白がでれば吉」の意なのか判然としない。しかし、秦代に「物」が各色の総称の義に引伸していることは確認できるのである。

五

朱駿声の『説文通訓定声』では、「疑、物字本訓牛色、転注爲凡色、凡有形者、皆有色。又、転注爲形質、爲事類也」（履部十二）と「物」字の本義とその引伸義「形質」や「事類」への展開関係を説いている。漢代以降の訓詁・注釈中に現れる「物、事也」や「物者、材也」「物、器也」等の一般的義をこの本義から説くのである。「物」字がこのような一般的・抽象的な義の方へ発展していったことは十分に考えられる。義というものは、必ずや具象より抽象へと進んでゆくからである。しかし、直ちに抽象性を獲得するのではなく、必ずや段階を追って進むのである。

以上見てきたような本義や、そこから引伸してきたと考えられている、一般的・抽象的な義以外にも、「物」字には、やや特殊な用いられ方が存している。『礼記』檀弓上と下に、

衰、與其不當**物**也、寧無衰。（鄭注云、「不當物」者謂精匭・廣狹不應法制）。

（衰は、その物に当たらざるよりは、寧ろ衰するなけん）

禮有微情者。有以故興**物**者。（鄭注云、衰經之制）。

（礼に情を微ぐ者有り。故を以て物を興す者有り）

とある。「衰」とは、死者との血縁の遠近等により決まる喪服のこと。斬衰・齊衰・大功・小功・緦麻の五等に分かれている。「不當物」とは、喪服がこの五等の「衰」制に正しく合致していないという意である。ここで「物」とは、鄭注に「衰經之制」というように、喪服の五等の制を総称している。ここでの

「物」は、すでに「色也」という義ではない。喪服の五等の制の義である。

なぜこのような義の転化が可能になったのか。それは、両者の「物」に共通していることがあるからである。前者が色の差異（青・白・赤・黒・黄等）の総称であり、後者が斬衰・齊衰等の五等の総称である。言い換えれば、それぞれの「物」は、その背後に「等級」を蔵しているのである。その共同の「等級」を義の拠り所としながら、「物」は「色」から「喪服の制」へ義を発展させることができた、と考えられよう。

『左傳』（莊公二十五年）に、

禦孫曰。男贄、大者玉帛。小者禽鳥。以章物也。女贄。不過榛・栗・棗・脩、以告虔也。（杜預注「章所執之物、別貴賤」）。

とある。禦孫が男子が生まれた時の贄（つかいもの）について説いている文である。「章物（物を明らかにする）」とは、杜注が云うように「送る物を明らかにし、貴賤を別つ」の意ではなく、「物」には大から小までの様々な等級があって、その等級によって送る相手の身分を明らかにする、という意である。この「物」も身分という等級を前提としているのである。

睡虎地秦簡の『秦律十八種』の工律に、

爲器同物者、其大小・短長・廣亦必等。（98）

この文は、衡量器を制作する場合の原則を述べたもの。例えば、枬を制作するに、1升枬や5升枬や1斗枬などの様々な等級の量器が存在するが、「同物」とは、例えば、同じ1升枬どうし、同じ5升枬どうし、同じ1斗枬どうしの意である。同じ等級の枬を制作する場合には、器を作る者は、大小・短長・幅などの規格を統一しなければならないことを云っているのである。この文の「物」も等級を有する衡量器の義である^(注23)。

六

さて、今まで考証してきた観点から、もう一度、『国語』の文を見直してみ

よう。

「昔堯臨民以五」の「五」について、韋昭は、「五、五年一巡守也」と注しているのだが、孫小米は『国語発正』巻一で、この注に対する王肅の『孔子家語』の序中での論駁を紹介している。

王肅序家語曰、春秋外傳曰、昔堯臨民以五。説者曰、堯五年一巡守也。五載一巡守、不得稱臨民以五。經曰、「五載一巡守」。此乃説舜之文、非説堯。孔子曰、堯以上徳王天下。而色尚黄。黄、土徳、五土之數。故曰「臨民以五」、此其義也。

『孔子家語』自体は王肅の偽書で、王肅は自説を補強するために偽作したといわれてきた。しかし、今、問題にするのはその序であるので、『家語』の本文の真偽は問わない。そして、王肅の指摘するように、「五載一巡守」は、『尚書』堯典の文ではあるが、舜について述べているもので堯ではないのである。

それぞれの帝王に五行を配当するのは何時頃からはじまったのかを詳らかにしないが、『国語』がまとめられてゆく戦国中期より後期の頃^(注24)には、初期の五行説はすでに成立しており、それが『国語』の中に取り入れられたことは十分に考えられる。

王肅の云うように、堯の五が五行の土徳の配当から来るものとすれば、舜や禹など他の帝王にも五行の配当は行われていたであろう。木徳であればその数は八、火徳であればその数は七、金徳であればその数は九、水徳であればその数は六、というように。そうすれば、「神の見也、不過其物」とは、「それぞれの帝王やその子孫が神となって現れるのは、それぞれの帝王の五行配当の数に基づくに過ぎない」という意になる。即ち、ここでの「物」は、五行配当の数ということになり、やはり数という等級を有しているのである。『国語』の「物」とは、このような「数という等級」の義で用られているのである。

では、本題の「物」の方はどうなのか。

本題では、粟10斗・米10斗・麦10斗を米の価値に換算して、 $6 : 10 : 6\frac{2}{3}$ という比を得た。さらにこれらを整数比にするため、各々に6を掛け、36、60、40という数値を得た。これらの数値は、粟10斗、米10斗、麦10斗の価値としての比の数値を示している。これらを「等級」とみなすことにより、上述してき

たような、各「等級」を総合するという語であった「物」が用いられたのであろう。その意味で、「物」字を用いることは当時（秦代）、当然であったとわかる。即ち、本題では、「物」は決して恣意的に選ばれた文字ではなく、「物」が当時有していた義に基づいて敢えて積極的に用いられていると考えられるのである。

七

「物」は本来その中に等級を有していたが、やがて、畜牲やその毛色の義よりさらに別のものの等級へと引伸してゆくと、「物」がなにかを限定する必要が生じる。その方法として、「物」が有する等級を数字として表に現わし、「物」の前に付けてゆくようになる。

『詩経』小雅「何人斯」「出此**三物**、以詛爾斯」毛傳「**三物**、豕・犬・鶏也。民不相信、則盟詛之。君以豕、臣以犬、民以鶏」。

「何人斯」では、「物」が何であるか語られていないが、「この三物を持ち出して、お前を詛ってやる」と云っているのが、当時の人には、この呪詛にもちいる「物」が何か分かっていたのである。しかも、「三物」と「三」を付けることにより、より明確となったはずである。現代風にいえば、「七つ道具」のようなものである。毛傳では「豕・犬・鶏」として、「牛の毛色」や「畜牲の毛色」とはやや義の異なる、「畜牲」そのものとして注しているが、これは間違いである。呪詛のための「三道具」、例えば、「藁人形・五寸釘・木槌」などの方が「何人斯」の用義によほど近い。

『周礼』夏官・藁人「掌受財于職金、以齋其工。弓**六物**爲三等、弩**四物**亦如之、矢**八物**皆三等、箛亦如之」鄭注「三者、上中下人各有所宜。弓長六尺有六寸、謂之上制、上士服之、弓長六尺有三寸、謂之中制、中士服之、弓長六尺、謂之下制、下士服之。弩及矢箛之制未聞」。

「物」内部にあった「等級」を表に出し「物」の前に付けるだけでなく、さらにその「物」が属する「大名」を付することにより、その「物」をさらに限定

していったのが、「弓六物」「弩四物」「矢八物」である。ここでも各々の「物」において「三等級」を有している。

傷寒**四物**。烏喙十分 細辛六分 朮十分 桂四分 以温湯飲一刀割。日三、夜再行、解不出汗。(89・20)

「傷寒四物」と云っただけで、当時の人には何と何を指すのかは当然わかっていたろう。ただ、上の漢簡は処方箋だったので、その「物」の等級の内容（烏喙・細辛・朮・桂）とその調合量まで我々に書き残してくれた。

これらの例から知られるのは、「物」の上にその等級や大名が付されるようになる、「物」の義は、その大名の事物に属する「品類」へと変化してゆくことになる。これが、やがて、事物に属する「品々」の義となり、『説文』の云う「萬物」の義を成して行くと考えられる。しかし、これはまだ一つの私見であり、その考証には、また別稿を用意しなければならない。

注

- (1) 蕭燦は後に『岳麓書院藏秦簡《数》研究』（2015年5月、中国社会科学出版社）を出している。
- (2) 張家山漢簡『算数書』研究会編『漢簡『算数書』—中国最古の数学書』（2006年10月、朋友書店）。
- (3) 朱漢民・陳松長主編、2011年12月、上海世紀出版・上海辭書出版。以後、『式』と称す。
- (4) 中国古算書研究会「岳麓書院藏『数』訳注稿」(1)－(6)（『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』16－21号、2012年10月－2014年6月）。
- (5) ①田村誠・張替俊夫「新たに出現した二つの古算書」—『数』と『算術』（『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』9号、2010年6月）
②古算書研究会 田村誠・張替俊夫「岳麓書院藏『数』衰分類未解讀算題二題の解讀」（『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』18号、2013年6月）。本論文は漢訳され田村誠・張替俊夫著、大川俊隆・馬彪訳「嶽麓書院藏秦簡《数》衰分類未解讀算題二題的解讀」として『簡帛網』

2013年11月19日に投稿・掲載された。

- ③田村誠「岳麓書院蔵『數』について」(『数理研究所 講求録別冊』50、2014年6月、英文・漢語)。なお、この論文は、2012年8月、京都大学数理研究所主催の「RIMS 研究集会「数学史の研究」で中国古算書研究会を代表して田村誠が「岳麓書院蔵『數』について」という題で発表した内容と同一である。
- ④大川俊隆・初山明・張春龍「里耶秦簡中の刻齒簡と『數』中の未解読簡」(『大阪産業大学論集』人文・社会科学編18号、2013年6月)。なお、この論文は漢訳され「里耶秦簡刻齒簡研究」として『文物』2015年3期に掲載されている。
- ⑤大川俊隆・田村誠「《算數書》“春粟”題与岳麓書院《數》中的三枚簡」(『簡帛研究』2013)。
- (6) 注(5)の②所掲論文。なお、この論文中で、以下に述べる計算法は「米配分問題」と命名された。
- (7) 注2所掲書の【22】。ただ、この書の編纂時は、この算題が、米に換算して配分する算法を示す特別な算題だとは気付いていなかったもので、今回訳などを見直している。
- (8) 「扁(遍)乗所數直(置)」とは、各人が取る比の数を分配する全体量に掛けて行く、という意である。「扁(遍)乘」とは、『算數書』では女織題にも見られる表現で、そこでは分配対象が5つある。これらすべてそれぞれに全体量をかけてゆくので、「遍く乗じる」と云う。米粟并題では、分配対象が2つだけであるが、同じく「扁(遍)乘」という表現が使われていて、両方それぞれに掛けるという意である。
- (9) 「米」は「糲米」の略称。殻付きの粟を $\frac{3}{5}$ に精白したものが、当時最も一般的な食事の精米度だったので、やがて「糲米」を「米」と略称するようになった。『算數書』『數』でもそのように用いられる例が多数見える。
- (10) 『算數書』粟為米題に「粟五爲米三」と、『數』(九〇)に「粟一升爲米五分升三」とある。他所にも多数見える。
- (11) 『九章算術』粟米章に「糲米三十」に対し「菽・荅・麻・麥各四十五」とあるほか、『算數書』粟求米題にも「麻麥叔(菽)荅三而當米二」とあり、『數』(八四)にも「以米求麥、倍母三實」とある。

- (12) $6 : 10 : 6 \frac{2}{3}$ を整数値の比にするためには、普通3を掛ければよい。しかし、少広題では、 $1 + \frac{1}{2} + \frac{1}{3}$ を整数化するとき、各数に6を掛けて、 $6 + 3 + 2$ として合計11を出すのが公式である。ここでも、それに準じて6を掛けている。『九章算術』の少広章・『算数書』『数』の少広題参照。
- (13) 『史記』甘茂列伝「蘇代許諾。遂致使於秦。已、因説秦王曰「甘茂、非常士也。其居於秦、累世重矣」とある。蘇代が斉の使者として秦に赴いた。使者としての公式の任務を終えた後、甘茂のために秦王を説得する話であるが、「使者としての公式の任務を終えた後」の部分は「已」一字で済ませている。文脈よりわかっている箇所は「已」で済ませるのである。
- (14) 「以物乗之」、即ちそれぞれの比の数を30斗に掛ければ、自ずとそれぞれの「實」が出るので、「各自爲實」という句はしばしば略される。注2所掲書の【17】米出銭題の注(5)参照。
- (15) この説話は、『左伝』莊公三十二年にも採られている。しかし、『国語』の「昔堯臨民以五。今其甞見。神之見也、不過其物。若由是觀之、不過五年」の箇所は完全に抜けていて、「国の将に興らんとするや民に聴く。将に亡びんとするや神に聴く」と、神頼みが滅国の本だとの道德至上主義を強調する説話になってしまっている。『国語』の方が原資料に近いようである。
- (16) 宗福邦等主編『故訓匯纂』(2003年7月)には、「物」字の訓故を153条集めているが、「物、數也」はこの『国語』の注一つのみである。
- (17) 『河図括地象』の文は、『周礼』地官・大司徒の疏に引くもの。『尚書考靈曜』の文は、『周髀算經』上の注に引くもの。
- (18) 『詩經』は小雅「無羊」。毛伝に「毛色を異にする者三十」とあり、鄭箋に「牛羊の色異にする者三十、則ち女(なんじ)の祭祀、索むれば之有り」とあるので、引文は「いろいろの毛の色三十種、なんじのいけにえは皆備わっている」というくらいの意。
『周礼』天官・牧人では、引用の経文に続いて「以共祭祀之牲牲」とあり、鄭注では「六牲とは、牛・馬・羊・豕・犬・鶏を謂う。鄭司農云う、牲は純也、と。玄謂う、牲は体の完具するもの」という。さらに経文は続けて「凡陽祀、用騂牲毛之。陰祀、用黝牲毛之。望祀、各以其方之色牲毛之」とある。「騂」は赤色の毛の牲、「黝」は黒色の毛の牲を指す。
夏官・校人の引文中の「一物」とは、毛色を一つにすること。また、「毛馬」

- とは、鄭注に「其の色を齊しくするなり」と謂う。
- (19) 春官・司常に「掌九旗之物名、各有屬以待國事、日月爲常、交龍爲旒、通帛爲旛、雜帛爲物、熊虎爲旗、鳥隼爲旟、龜蛇爲旐、全羽爲旖、析羽爲旞」と云い、其の鄭注に「雜帛とは、帛素を以て其の側を飾る」とある。
- (20) 「驪」は黒馬。『説文』卷十上馬部に「驪、馬深黑色」とある。「物を比する四驪」とは、「毛色をそろえた黒馬四頭」の意。
- (21) 『周礼正義』卷五十一「保章氏」の疏。
- (22) 湖北省荆州市周梁玉橋遺址博物館『関沮秦漢墓簡牘』（2001年8月）所載。
- (23) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』（1990年9月）では、この簡に注して「物、『漢書』五行志注、「類也」、同物、同一類型」としている。大きくは誤っていないが、「物」の解釈が完全ではない。
- (24) 『国語』の成書時期を確定するのは、『左伝』との関係もあり、非常に困難であるが、現在の研究成果から見て、当初口伝で伝えられていた歴史的説話が徐々に国ごとにまとめられ、文字化されて『国語』の原型が成立するのは、戦国時代の中期以降であろうと考えられる。『国語』『左伝』の研究は、貝塚茂樹「国語に現れた説話の形式」（『貝塚茂樹著作集』第五卷）、鎌田正『左伝の成立と其の展開』（1963年）、小倉芳彦『中国古代政治思想研究—左伝研究ノート』（1970年）等を参照。